

48	福祉保健局	救急・災害・周産期・小児医療等の一層の充実
事業概要	<p>都における救急医療体制は、入院を必要としない軽症患者に対する初期救急医療機関、入院を要する中等症患者に対する二次救急医療機関及び生命危機を伴う重篤患者に対応する三次救急医療機関を基本に整備を図っている。</p> <p>特に小児救急については、重篤な小児の救急患者に迅速な対応ができるよう、高度な医療を提供する医療機関のネットワーク構築に取り組んでいる。</p> <p>また、周産期医療体制については、地域において妊娠・出産から新生児までに至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な医療提供体制を整備することにより、安心して子供を産み育てることができる環境づくりの推進に努めている。</p> <p>さらに、災害医療体制については、医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の整備を図っているほか、被災時に多数傷病者などの救命処置等を災害現場で行う「東京DMAT」の編成及び運営を行うとともに、東日本大震災での教訓を踏まえ、大規模災害発生時に円滑に医療機能の確保を行えるよう、「東京都災害医療協議会」を設置し、関係機関が連携してより実効性の高い災害医療体制を構築するための取組を進めている。</p>	

【救急医療対策】

- 平成 11 年度 休日・全夜間診療事業（救急医療機関に 24 時間 365 日入院可能な病床を確保）開始（平成 24 年 9 月 1 日現在 254 病院を指定）
- 平成 13 年度 休日・全夜間診療事業（小児科）開始
- 平成 19 年度 東京消防庁救急相談センター（#7119）開設
- 平成 21 年度 地域救急搬送体制整備事業（「救急医療の東京ルール」に基づく地域救急医療センター及び救急患者受入コーディネーターの設置）開始（平成 21 年度 9 圏域 35 病院整備）
- 平成 22 年度 島しょ圏域を除く全ての地域で東京ルールに基づく搬送調整開始
- 同 上 小児医療ネットワークモデル事業実施
- 同 上 東京都小児医療協議会の設置
- 同 上 こども救命センター指定
- 平成 23 年度 東京ルールにおける身体合併症の精神疾患患者の受入医療機関支援事業開始
- 平成 24 年度 「社会構造の変化に対応する都の救急医療体制のあり方について」諮問（救急医療対策協議会）

【周産期医療対策】

- 平成 8 年度 国周産期医療対策事業開始
- 平成 9 年度 都周産期医療協議会の設置、都周産期母子医療センター指定・認定及び都周産期医療対策事業開始
- 平成 12 年度 多摩地域周産期医療連携強化事業開始
- 平成 17 年度 周産期医療施設オープン病院化モデル事業実施（平成 19 年度まで）
- 平成 20 年度 東京都母体救命搬送システムの運用開始（スーパー総合周産期センターの指定）、周産期連携病院の指定
- 平成 21 年度 周産期搬送コーディネーターの設置
- 平成 22 年度 東京都周産期医療体制整備計画の策定
- 同 上 多摩新生児連携病院の指定
- 同 上 N I C U からの円滑な退院に向けた取組への支援モデル事業開始（平成 23 年度まで）

【災害医療対策】

- 昭和 60 年度 東京都災害拠点病院の整備開始
- 平成 16 年度 東京 D M A T の発足（平成 21 年度 19 病院に整備）
- 平成 19 年度 災害拠点病院エレベーター閉じ込め防止対策事業及び医療施設（東京都指定二次救急医療機関）耐震化促進事業の開始
- 平成 22 年度 災害拠点病院の指定（70 施設）及び東京 D M A T 指定病院（22 施設）
- 平成 23 年度 東京都災害医療協議会の設置
- 同 上 東京 D M A T 指定病院の拡充（25 施設）
- 同 上 東京都災害医療コーディネーターの任用（3 名）
- 平成 24 年度 東京都地域災害医療コーディネーターの任用（12 名）

【救急医療対策】

地域救急搬送体制整備事業

・「救急医療の東京ルール」の一環として、地域の救急医療の中核となる「東京都地域救急医療センター」(平成24年9月30日現在:12圏域78病院)を整備するとともに、全都的な救急患者の受入先調整を行う「救急患者受入コーディネーター」を配置し、救急医療機関を始めとする関係機関が連携して救急患者を迅速に受け入れる体制を整備している。

・「救急医療対策協議会」の下に「救急医療体制のあり方検討委員会」を設置し、「休日・全夜間診療事業」及び「救急医療の東京ルール」の効果を検証し、救急医療体制の再構築について検討を行っている。

【小児救急医療対策】

こども救命搬送システムの運用

こども救命センターを4か所指定し、平成22年9月からこども救命搬送システムの運用を開始している。

小児医療ネットワークモデル事業

小児医療資源が減少している状況において、既存の医療資源を活用し、初期から三次までの小児医療を効率的・効果的に提供していくため、医療機関間のネットワーク構築に係るモデル事業を実施している。

【周産期医療対策】

東京都の中長期的な周産期医療提供体制の整備指針として、「東京都周産期医療体制整備計画」(計画期間:平成22年度から5か年)を策定した。NICU病床の整備目標を320床(平成26年度末までに)と設定した(平成24年9月30日現在:291床)。

東京都母体救命搬送システムの創設

救命救急センターと総合周産期母子医療センターとの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター(スーパー総合周産期センター)」を3施設指定し、平成20年度から運用を開始した。さらに、平成23年2月には都立多摩総合・小児総合医療センターを4箇所目の「スーパー総合周産期センター」として指定した。

周産期搬送コーディネーターの配置と搬送部会の設置

総合周産期母子医療センターの管轄地域内では受入困難な母体・新生児搬送事例について、地域間の搬送調整等を集中して行うコーディネーターを平成21年8月から配置した。搬送部会において検討し、システム改善などを行っている。

周産期医療ネットワークグループの構築

周産期医療機関等の機能別役割分担と連携体制を構築し、妊婦(胎児)・新生児のリスクに応じた医療提供の仕組みづくりを行う。都内を8ブロックに分け、現在7ブロックでネットワークグループを立ち上げている。

周産期連携病院の指定

地域において、ミドルリスク妊婦や休日・夜間等の妊産婦の緊急搬送に対応するため、周産期母子医療センターと連携して患者の受入を担う「周産期連携病院」を11病院指定した。

多摩新生児連携病院の指定

多摩地域の新生児受入体制の強化を図るため、早産児や低出生体重児など比較的高いリスクの新生児に対応できる「多摩新生児連携病院」を1病院指定し

た（平成 23 年 9 月 1 日）。

N I C U 等入院児在宅移行研修事業

周産期母子医療センターにおける N I C U の確保及び在宅療養への円滑な移行を促進するため、N I C U 等入院児に関わる医師、看護師、保健師、医療ソーシャルワーカー等の職種に向けた研修を実施している。

【災害医療対策】

東日本大震災を踏まえ、東京都地域防災計画の修正や東京都保健医療計画の改定に反映するための検討を開始した。

災害時医療支援車（東京 D M A T カー）について東京 D M A T 指定病院へ配備を進めている（平成 23 年度：10 か所、平成 24 年度 15 か所予定）。

平成 23 年 12 月に「東京都災害医療協議会」を設置し、平成 24 年 9 月に「災害医療体制のあり方について」報告がなされた。

平成 24 年 1 月に東京都災害医療コーディネーターを 3 名任用するとともに、平成 24 年 5 月に各二次保健医療圏に地域災害医療コーディネーター（計 12 名）を任用し、「地域災害医療連携会議」を開催し、地域の実情に合わせた災害医療体制の構築を検討している。

今後の見通し

【救急医療対策】

「救急医療の東京ルール」の更なる具体化を図るとともに、地域救急搬送体制整備事業の拡充を進めていく。

ルール1：救急患者の迅速な受入れ

ルール2：「トリアージ」の実施

ルール3：都民の理解と参画

「救急医療対策協議会」の答申を受け、社会構造の変化を踏まえた二次救急医療体制の見直しなど救急医療の再構築を図る。

【小児救急医療対策】

地域ブロック単位の医療連携体制の構築

こども救命センターを中核とした地域ブロック単位の医療連携体制の構築に向けたネットワークづくりを進めていく。

小児医療ネットワークモデル事業

小児三次救急を担う都立小児総合医療センターと地域の小児二次救急医療機関において、情報システムを活用した連携の仕組みづくりを進めていく。

また、地域医療の中心を担う小児二次救急医療機関と診療所との医療連携の仕組みづくりを進めていく。

【周産期医療対策】

引き続き、NICU病床の整備を進めるとともに、周産期連携病院の拡充や周産期医療ネットワークグループにおける連携体制の構築を行い、患者のリスクに応じた医療提供体制の強化を行っていく。

東京都母体救命搬送システム、周産期搬送コーディネーター事業について、周産期医療協議会等において検証を行うとともに、着実に取組を進めていく。

平成23年度まで実施したNICU退院支援モデル事業の評価・検証を踏まえ、NICUからの円滑な退院に向けた支援を進めていく。

【災害医療対策】

人的被害を最小化させるための初動医療体制の整備に努める。

医療機関や警察・消防・区市町村との情報共有や詳細な役割分担のための仕組みづくりを具体的に検討する。

地域災害拠点中核病院を中心とした医療機関のネットワーク化を図る。

「災害医療協議会」の報告や「地域災害医療連携会議」での議論を踏まえ、地域の特性に応じた具体的な災害医療体制強化のための方策を検討していく。

問い合わせ先

福祉保健局 医療政策部 救急災害医療課

電話

03-5320-4427